

「第 1 1 次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第 1 0 期宇都宮市介護保険事業計画 に係る基礎調査・策定支援業務委託」仕様書

第 1 章 総則

1 業務の名称

第 1 1 次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第 1 0 期宇都宮市介護保険事業計画
に係る基礎調査・策定支援業務

2 業務の目的

超高齢社会が進行する中、本市が目指すまちの姿である「スーパースマートシティ」を構成する「地域共生社会」の具現化に向けて、高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができるよう、介護予防や生活支援、住まいに加え、医療・介護連携や認知症対策などの取組に重点的に取り組むなど、地域に住む高齢者を地域全体で役割分担しながら包括的に支えていくための仕組みである「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図る必要がある。

こうしたことから、各種取組を総合的に推進するため、「第 1 1 次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第 1 0 期宇都宮市介護保険事業計画（計画期間：令和 9 ～ 1 1 年）」（以下、「本計画」という。）の策定に当たり、本市の現状を把握するための基礎調査業務を実施するとともに、本市の現状や国の動向を踏まえた課題の整理やサービス見込量の推計などの策定支援業務を実施する。

3 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）までとする。

第 2 章 共通仕様

1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。

2 業務内容

本業務の内容は、「第 3 章 特記仕様」によるものとする。

3 技術者及び業務管理

- (1) 受託者は、業務主任担当者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。

- (2) 業務主任担当者は、業務の全般に渡り、技術的管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、常に本市との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めない事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するとともに、関連計画等（国、県や本市など）との整合、調整に十分留意するものとする。

6 機密の保持

- (1) 受託者は、個人情報の取扱いに関して、関係法令・条例・情報セキュリティポリシーに基づき適正な管理を講じること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、契約終了後も同様とする。

7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本市が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- (3) 本市は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

8 地域経済貢献

本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委任し、請け負わせ

ようとするときは、地域経済の振興や本市内事業者育成の観点から、できる限り本市内に本店を有する事業者から選定するよう努めるものとする。

9 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集，調査等は原則として受託者が行うものとするが，本市から貸与を受けた資料については，そのリストを本市に提出し，業務完了とともに返却すること。なお，本市から返却の要求があった場合は，速やかに返却すること。

10 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関との協議については，受託者の責任において適正に処理するとともに，その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

11 提出書類

受託者は，業務の着手及び完了に当たっては，契約書に定めるもののほか，下記の書類を提出し，本市の承認を受けるものとする。なお，承認された事項を変更しようとするとき，その都度，本市の承認を受けるものとする。

(1) 業務着手時

- ① （非）課税事業者届出書
- ② 業務主任担当者届
- ③ 業務計画書

(2) 業務完了時

- ① 業務完了届
- ② 委託業務検査調書
- ③ 成果品納品書

(3) その他業務遂行上必要とされる書類

12 打合せ

打合せは，業務着手前，中間及び業務完了時のほか，随時，必要に応じて行うものとする。なお，主要な打ち合わせには，業務主任担当者が出席するものとする。

13 議事録

受託者は，業務遂行に当たっての事務打合せ等の都度，その結果について整理し，書面をもって本市へ報告するものとする。

14 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、本市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の承認をもって業務の完了とする。なお、成果品に不備または不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

15 成果品及び納品時期

本業務の成果品及び納品時期は次のとおりとする。

- (1) 地域別データ分析結果報告書（「地域別データ分析ブック」）
 - ・ 仕様：A4版両面白黒印刷，200頁程度，UDフォント
 - ・ 数量：100部
 - ・ 納期：令和8年3月31日
- (2) 計画書
 - ・ 仕様：A4版両面フルカラー印刷，200頁程度，UDフォント
 - ・ 数量：100部
 - ・ 納期：令和9年3月31日
- (3) 計画書概要版
 - ・ 仕様：A4版両面フルカラー印刷，12頁程度，UDフォント
 - ・ 数量：300部
 - ・ 納期：令和9年3月31日
- (4) CD-ROM
 - ア 結果報告書，計画書及び計画書概要版の電子データ（イラストデータを含む）
 - ・ 仕様：PDF形式（イラストデータはPNG形式又はJPEG形式）
 - ・ 納期：各印刷物に同じ
 - イ 調査・分析に用いた収集データ（アンケート集計結果を含む）
 - ・ 仕様：MicrosoftExcel形式
 - ・ 納期：令和8年3月31日
 - ウ 国の「地域包括ケア見える化システム」へのデータ送信用ファイル
 - ・ 仕様：国の仕様に基づく形式
 - ・ 納期：令和9年3月31日

エ 国が示す各種分析ツールへの入力データファイル

- ・ 仕様：国の仕様に基づく形式
- ・ 納期：令和８年３月３１日

16 その他

- (1) 本業務の成果品の著作権は本市に帰属する。
- (2) 受注者が本業務の履行に要する費用については、全て受注者の負担とする。
- (3) 本市は、業務の進捗状況等の確認のため、随時、受注者から報告を聞くことができる。
- (4) スタッフなどの人員体制及び社内のバックアップ体制等、本業務を履行できるような体制をとること。
- (5) 業務の遂行に当たり使用する関係資料及びデータ等については、可能な限り最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること。
- (6) 各種資料や成果品の作成に当たっては、MicrosoftWord 又は MicrosoftExcel, あるいはこれらと互換性のあるものを使用すること。
- (7) 各種資料や成果品の作成に当たっては、原則として、白色度 70 % 以下の再生紙を使用すること。

17 スケジュール（予定）

令和 7 年	7 月～	各種データの収集・データベース化，アンケート項目の検討
	10 月～	アンケートの実施，アンケートの回収・集計
	12 月～	各種データの分析
令和 8 年	3 月	成果品（地域別データ分析ブック，CD-ROM）の納品 本市の現状の整理
	4 月～	新たな課題の導出や計画骨子案の検討
	7 月頃	第 1 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（外部有識者会議）
	8 月～	施策・事業の創出・見直し，施設整備量の検討
	9 月頃	第 2 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（外部有識者会議）
	10 月～	計画素案の作成，サービス見込量の推計
	11 月頃	第 3 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（外部有識者会議）
	12 月～	パブリックコメント 介護保険料の設定
令和 9 年	1 月頃	第 4 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（外部有識者会議）
	3 月	本計画の策定 成果品（計画書及び計画書概要版，CD-ROM）の納品

第3章 特記仕様

1 基礎調査業務

(1) アンケート

ア 調査票の作成

(ア) 高齢期市民調査

a 調査の対象

要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の市民 7,800人以上

※ 地区連合自治会圏域（39地区）1地区あたり200人以上

（本市が無作為抽出）

b 調査票の企画設計

地区連合自治会圏域ごとに、要介護状態になるリスクの発生状況やリスクに影響を与える生活習慣や社会参加の状況などを把握・分析するため、次の点に留意し、本市と協議の上で調査項目を設定する。

- ・ 本市総合計画の施策指標や現行計画の成果目標の達成度を把握する調査項目を含むこと。
- ・ 国の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の仕様を踏まえること。
- ・ 本計画が、次期の「宇都宮市高齢者居住安定確保計画」と一体的に策定することを踏まえ、高齢者の住まいに対する市民ニーズに関する調査項目を設定すること。

(イ) 壮年期市民調査

a 調査の対象

40歳以上64歳以下の市民 7,800人以上

※ 地区連合自治会圏域1地区あたり200人以上

（本市が無作為抽出）

b 調査票の企画設計

地区連合自治会圏域ごとに、これから高齢期を迎えることとなる壮年期の市民（介護保険第2号被保険者）における生活習慣や社会参加の状況や、本市の高齢者施策に対する考えなどを把握・分析するため、本市と協議の上で調査項目を設定する。

(ウ) 在宅介護実態調査

a 調査の対象

市内在住の要介護・要支援認定者 2,000人以上

b 調査票の企画設計

- ・ 要介護・要支援認定者における介護サービスの利用状況や介護者の状況などを把握・分析するため、次の点に留意し、本市と協議の上で調査項目を設定する。
- ・ 国の「在宅介護実態調査」（接続方式）の仕様を踏まえること。

(エ) 医療機関調査

a 調査の対象

市内の病院，小児科単科を除く診療所，歯科診療所及び薬局
約 6 0 0 か所

b 調査票の企画設計

医療機関における認知症の診断状況や介護サービス事業所との連携状況などを把握・分析するため、本市と協議の上で調査項目を設定する。

(オ) 介護サービス事業所調査

a 調査の対象

市内の介護サービス事業所及び有料老人ホーム 約 7 0 0 か所

b 調査票の企画設計

介護サービス事業所等における「現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者」の状況や医療機関との連携状況などを把握・分析するため、本市と協議の上で調査項目を設定する。

(カ) 不動産事業者調査

a 調査の対象

市内の不動産事業者 3 0 0 社

b 調査票の企画設計

高齢者の賃貸住宅の需給状況や入居に関する実態などを把握・分析するため、本市と協議の上で調査項目を設定する。

(キ) 介護福祉士養成施設調査

a 調査の対象

市内の介護福祉士養成施設 3 か所

b 調査票の企画設計

介護福祉士養成施設における卒業生の就労先や資格取得の状況などを把握・分析するため、本市と協議の上で調査項目を設定する。

イ 調査票等の印刷製本

- ・ 調査票の印刷や発想に必要な封筒の作成については、受託者の負担とする。
- ・ 高齢期市民調査，在宅介護実態調査及び介護サービス事業所調査については，調査票は紙面とする。
- ・ その他の調査については，任意の方法とする。

ウ 調査票の封入・封緘，発送・回収（全調査共通）

- ・ 調査票の発送・回収に係る費用は受託者の負担とする。
- ・ 発送用封筒は，本市が用意する宛名ラベルを貼付する。

エ 調査の集計・分析（全調査共通）

アンケートで得られた回答を集計し，図表を用いるとともに，前回調査との比較を行いながら，調査項目ごとの分析を行う。

(2) 地域別データ分析

ア 各種データのデータベース化（以下，「収集データ」という。）

本市が受託者に提供する以下の(ア)，(イ)，(ウ)及び受託者が収集する(エ)について，受託者において分析・加工しやすいようデータベース化する。

(ア) 庁内保有データ（主なもの）

- ・ 基本情報（住民基本台帳人口，国勢調査人口など）
- ・ 交通関係（公共交通カバー率，駅・バス停など）
- ・ まちづくり関係（自治会加入世帯数，地域集会所など）
- ・ 福祉関係（ふれあい・いきいきサロン，介護予防活動の自主グループなど）

(イ) K D B データ

- ・ 医療保険レセプトデータ
- ・ 特定健診・特定保健指導データ
- ・ 介護保険・レセプトデータ，要介護認定データ

(ウ) N D B データ

- ・ 医療保険レセプトデータ
- ・ 特定健診・特定保健指導データ

(エ) 「(1) アンケート」の結果

イ 収集データの地区別の分類

収集データを、GISや郵便番号による区分けなどの方法により、地区連合自治会圏域（39地区）に分類する。

ウ 収集データの地区別の分析

地区連合自治会圏域ごとに分類した収集データについて、令和4・5年度に本市が実施した「地域別データ分析」と同様の手法により、次の分析を行う。なお、このときにKDBを用いたもののうち、NDBに置き換えが可能なものについては、NDBによる分析についても併せて行い、その結果や信頼度を比較・検証の上、双方及び合計値によって分析した結果を用いるものとする。

- (ア) 全市及び地区別の地域資源（マップの作成を含む。）、生活環境、医療・介護情報、各種リスク等の比較
- (イ) 全市及び地区別の健康度（介護健康度、生活習慣健康度、子ども健康度）の算出
- (ウ) 健康度の要因分析（収集データ項目間の回帰分析）
- (エ) 地域診断（データの読み取り、地域課題の解決策に係る本市への提案）

(3) 調査・分析結果の取りまとめ

アンケート及び地域別データ分析の結果を取りまとめ、本市と協議の上、アンケート結果についてはCD-ROM、地域別データ分析結果については収集データと併せて冊子及びCD-ROMを作成する。

2 計画策定支援業務

(1) 本計画の策定に向けた課題の整理

- ア 「1 基礎調査業務」の結果を踏まえた本市の現状の整理
- イ 現行計画の進捗状況の点検・評価
- ウ 施設整備量や介護給付費における計画値と実績値の乖離の把握、変化要因の分析
- エ 社会潮流の把握、国・県等の動向の把握
- オ 上記を踏まえた本市の課題の総括

(2) 本計画の記載事項に関する支援

- ア 被保険者数や要介護・要支援認定者数などの推計
- イ 国の「地域包括ケア見える化システム」を活用したサービス見込量や保険料等の推計

- ウ 本計画の方向性や施策・事業に関する企画・立案
- エ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた具体的な方策の提案や体系図の作成

(3) 計画素案等の作成

市民・事業者にとって分かりやすく取り組みやすい、本計画の原稿及び概要書を作成すること（イラスト，図表，デザイン，レイアウト等を含む）

(4) 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会や庁内検討会議などの運営支援

- ア 参考資料等の作成
- イ 会議議事録（要旨）の作成

(5) その他，提案に基づく本計画の策定に向けた支援

(6) 注意事項

- ア 本市への助言に当たっては，単に数値や結果を示すのではなく，宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会及び庁内検討会議等の議論を踏まえ，考え方等を交えてより具体的に行うよう留意すること。
- イ 国の動向等の変化に対して柔軟に対応するとともに，その他必要に応じて随時打ち合わせを行うこと。また，即時に対応すべき案件が生じた場合に備え，直ちに対応できる体制を整えておくこと。